

二と。
三及の構成
一 党本部、支部、支部準備會、各青年部
二 総同盟、労働同盟、同志會、各共産組
三 青年部

△ 地方別の糾察委員

関東地方	松永義雄	笠置 暹
中部地方	坂田昌尾	西浦宇吉
関西地方	古野周藏	袴井栄蔵
九州地方	佐々木健助	
北海道地方	藤井親義	

ブル党の内幕をあははす

社会民衆党選挙対策委員会

選挙権実質選挙権行使に関する要求書

選挙権実質選挙権行使に関する要求書
 一、選挙権は憲法で保障された権利であるが、現行の選挙制度は、選挙権の実質的行使を阻害するものである。特に、選民の識字率の低い地域では、投票箱に投票することが困難である。また、投票所の設置が不便である。二、選挙権の行使は、選民の意思を正確に反映させるためである。しかし、現行の選挙制度は、選民の意思を正確に反映させていない。特に、選挙費用の負担が重く、選挙活動に力を入れられない。三、選挙権の行使は、選挙の公正性を確保するためである。しかし、現行の選挙制度は、選挙の公正性を確保していない。特に、選挙費用の負担が重く、選挙活動に力を入れられない。四、選挙権の行使は、選挙の公正性を確保するためである。しかし、現行の選挙制度は、選挙の公正性を確保していない。特に、選挙費用の負担が重く、選挙活動に力を入れられない。